

E t h e r - M A N サービス契約約款

平成 2 1 年 4 月 1 日

K V H 株 式 会 社



目 次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 Ether-MANサービスの提供区域等	5
第4条 Ether-MANサービスの提供区域等	5
第3章 契 約 等	6
第5条 Ether-MANサービスの品目	6
第6条 契約の単位	6
第7条 契約者回線の終端	6
第8条 収容区域	6
第9条 契約申込の方法	6
第10条 契約申込の承諾	7
第11条 最低利用期間	7
第12条 契約期間	7
第13条 品目の変更	7
第14条 契約者回線の増設又は廃止	8
第15条 契約者回線の移転	8
第16条 他社接続回線に係る変更等の通知	8
第17条 契約者回線等の利用の一時中断	8
第18条 Ether-MANサービス利用権の譲渡	8
第19条 契約者が行うEther-MAN契約の解除	9
第20条 当社が行うEther-MAN契約の解除	9
第21条 その他の提供条件	9
第4章 回線相互接続	9
第22条 当社又は他社の電気通信回線の接続	9
第23条 接続休止	10
第24条 相互接続点の所在場所の掲示等	10
第5章 利用中止等	10
第25条 利用中止	10
第26条 利用停止	11
第6章 通信利用の制限等	11
第27条 通信利用の制限等	11
第28条 他社接続回線による制約	12

第7章 料 金 等	1 2
第29条 料金及び工事に関する費用	1 2
第30条 料金の支払義務	1 2
第31条 工事費の支払義務	1 4
第32条 線路等設備費の支払義務	1 4
第33条 料金の計算方法等	1 5
第34条 割増金	1 5
第35条 延滞利息	1 5
第36条 他社料金設定回線の料金の取扱い等	1 5
第8章 保 守	1 5
第37条 契約者の維持責任	1 5
第38条 契約者の切分責任	1 5
第39条 修理又は復旧の順位	1 6
第9章 損害賠償	1 7
第40条 責任の制限	1 7
第41条 免責	1 7
第10章 雑 則	1 8
第42条 承諾の限界	1 8
第43条 利用に係る契約者の義務	1 8
第44条 契約者以外の者の利用に係る契約者の義務	1 8
第45条 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	1 9
第46条 契約者の氏名等の通知	1 9
第47条 協定事業者からの通知	1 9
第48条 協定事業者によるEther-MANサービスに関する料金等の回収代行	1 9
第49条 法令に規定する事項	1 9
第50条 Ether-MANサービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	2 0
第51条 閲覧	2 0
第52条 個人情報の取扱い	2 0
第53条 預託金	2 0
第54条 特約	2 0
別記	2 1
料金表	2 5
通 則	2 5
第1表 料金	2 7
1 適用	2 7

2	料金額	3 6
第2表	工事に関する費用	3 9
第1	工事費	3 9
第2	線路等設備費	4 1
附則		4 2

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、Ether-MANサービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款といいます。」)を定め、これによりEther-MANサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Ether-MAN通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下、同じとします。)
4 Ether-MANサービス	Ether-MAN通信網を使用して行う電気通信サービス
5 Ether-MANサービス営業所	Ether-MANサービスの契約事務等を行う当社の事業所
6 Ether-MAN取扱局	電気通信設備を設置し、それによりEther-MANサービスを提供する当社の事業所
7 Ether-MAN契約	当社からEther-MANサービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社とEther-MAN契約を締結している者
9 収容局設備	Ether-MAN取扱局に設置される電気通信設備
10 契約者回線	Ether-MAN契約に基づいて当社が指定する収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
11 相互接続点	当社と当社が別に定める電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条第1項の規定により届

	出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
12 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している当社が別に定める電気通信事業者
13 役務区間合算料金設定事業者	協定事業者であって役務区間合算料金(当社の役務提供区間と協定事業者の役務提供区間を合わせて設定する料金をいいます。以下同じとします。)を設定する者
14 接続契約者回線	当社が指定する収容局設備と相互接続点との間に設置される契約者回線
15 接続契約者回線等	契約者回線及びその契約者回線と相互に接続する接続契約者回線
16 他社料金設定回線	接続契約者回線等であって、役務区間合算料金設定事業者がその料金を設定しているもの
17 他社接続回線	相互接続点において接続契約者回線と接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの
18 契約者回線等	契約者回線又は接続契約者回線等
19 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
20 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
21 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び専用回線端末等の接続の技術的条件
23 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置
24 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 Ether-MANサービスの提供区域等

(Ether-MANサービスの提供区域等)

第4条 当社のEther-MANサービスは、当社が別記1に定める区域等において提供します。

第3章 契約等

(Ether-MANサービスの品目)

第5条 Ether-MANサービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

(契約の単位)

第6条 当社は、1のEther-MAN契約者回線群(Ether-MAN通信網内において相互に通信を行うことができる契約者回線等からなるグループをいいます。以下同じとします。)ごとに1のEther-MAN契約を締結します。この場合、契約者は1のEther-MAN契約につき、1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2 当社は、前項の契約者回線の終端(相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。)に係る地点を定めるときは、契約者と協議します。

(収容区域)

第8条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより収容区域を設定します。
2 当社は、当社が指定するEther-MANサービス営業所においてその収容区域を閲覧に供します。

(契約申込の方法)

第9条 Ether-MAN契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をEther-MANサービス営業所に提出していただきます。

- (1) Ether-MANサービスの品目
- (2) 契約者回線の終端の設置場所及び回線数
- (3) その他、契約申込の内容を特定するために必要な事項

2 接続契約者回線等に係る契約申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をEther-MANサービス営業所に提出していただきます。

- (1) その接続契約者回線等と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類及び品目
- (2) その接続契約者回線等と相互に接続する他社接続回線に係る区間
- (3) その接続契約者回線等と相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称
- (4) その他接続契約者回線等に係る契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第 10 条 当社は、E t h e r - M A N 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのE t h e r - M A N 契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。

(2) E t h e r - M A N 契約の申込みをした者がE t h e r - M A N サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 接続契約者回線等に係る契約申込にあつては、その接続契約者回線等と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(4) その他、当社の業務の遂行上支障があるとき。

(最低利用期間)

第 11 条 E t h e r - M A N サービスには、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、E t h e r - M A N サービスの提供を開始した日 (契約者回線の増設等により新たに設置した部分については、その契約者回線の提供を開始した日) から起算して 1 年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内にE t h e r - M A N 契約の解除、契約者回線の廃止、契約者回線の品目の変更又は契約者回線の移転等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表に規定する額を一括して支払っていただきます。

(契約期間)

第 12 条 E t h e r - M A N サービスには、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより契約期間があります。

2 前項の契約期間は、第 11 条 (最低利用期間) に規定する最低利用期間満了後も 30 日単位で自動更新するものとします。

3 前項の規定に基づき契約期間が延長されたときに、契約者が 30 日以上予告期間をもってE t h e r - M A N 契約を解除する旨書面により当社に通知をした場合、当該 30 日単位の期間の最終日をもって契約期間は終了するものとします。

4 契約者は、第 2 項の契約期間内にE t h e r - M A N 契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表に規定する額を一括して支払っていただきます。

(品目の変更)

第 13 条 契約者は、契約者回線等の品目の変更の請求をすることができます。

ただし、品目の変更の扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の増設又は廃止）

第14条 契約者は、契約者回線の増設又は廃止の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第15条 契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点とその他の地点との間の移転については、この限りではありません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（他社接続回線に係る変更等の通知）

第16条 契約者は、その接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線を変更する場合には、その変更の内容を速やかに、E t h e r - M A Nサービス営業所に通知していただきます。

2 契約者は、その接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線に関し、次の場合には、そのことを速やかにE t h e r - M A Nサービス営業所に通知していただきます。

(1) 他社接続回線に係る協定事業者との契約の解除

(2) 他社接続回線に係る利用休止

3 当社は、前項の通知があったときは、第19条（契約者が行うE t h e r - M A N契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。

（契約者回線等の利用の一時中断）

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断（その契約者回線等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（E t h e r - M A Nサービス利用権の譲渡）

第18条 E t h e r - M A Nサービス利用権（契約者がE t h e r - M A N契約に基づいて、E t h e r - M A Nサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 E t h e r - M A Nサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりE t h e r - M A Nサービス営業所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりE t h e r - M A Nサービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、

次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) Ether-MANサービス利用権を譲り受けようとする者がEther-MANサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 接続契約者回線等に係るEther-MANサービス利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその接続契約者回線に接続される他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- 4 Ether-MANサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行うEther-MAN契約の解除)

第19条 契約者は、Ether-MAN契約を解除しようとするときは、第12条(契約期間)の規定に基づき、そのことをあらかじめEther-MANサービス営業所に書面により通知していただきます。

(当社が行うEther-MAN契約の解除)

- 第20条** 当社は、第26条(利用停止)の規定によりEther-MANサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのEther-MAN契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第26条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、Ether-MANサービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定により、そのEther-MAN契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第21条 Ether-MAN契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第22条 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社又は当社以外の当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続(相互接続点における他社接続回線との接続に該当する場合を除きます。)の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を

特定するための事項について記載した当社所定の書面をE t h e r - M A Nサービス営業所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の当社が別に定める電気通信事業者の契約約款及び料金表等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(接続休止)

第 23 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除、相互接続協定に係る当社が別に定める電気通信事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線（他社料金設定回線に係るものに限り、）の契約解除等により、契約者が接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その接続契約者回線等について、接続休止とします。

ただし、その接続契約者回線等について、契約者から契約者回線の移転、契約者回線等の利用の一時中断又はE t h e r - M A N契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、その接続契約者回線等について接続休止をしようとするときは、あらかじめその接続契約者回線等に係る契約者にそのことを通知します。
- 3 接続契約者回線等の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その接続契約者回線等に係るE t h e r - M A N契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合、その接続契約者回線等に係る契約者にそのことを通知します。

(相互接続点の所在場所の揭示等)

第 24 条 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定するE t h e r - M A Nサービス営業所に掲示するものとします。

- 2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第 5 章 利用中止等

(利用中止)

第 25 条 当社は、次の場合には、E t h e r - M A Nサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 24 条(相互接続点の所在場所の揭示等)の規定により、接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第 27 条(通信利用の制限等)の規定により、E t h e r - M A Nサービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりE t h e r - M A Nサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 26 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（そのE t h e r - M A Nサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったE t h e r - M A Nサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのE t h e r - M A Nサービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第 43 条（利用に係る契約者の義務）又は第 44 条（契約者以外の者の利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定により、E t h e r - M A Nサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第 6 章 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第 27 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認められたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関

災害救助機関

警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記 13 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

（他社接続回線による制約）

第 28 条 契約者は、協定事業者の契約約款及び料金表等の定めるところにより、その接続契約者回線と接続する他社接続回線を使用することができない場合においては、その接続契約者回線等を使用することができません。

第 7 章 料金等

（料金及び工事に関する費用）

第 29 条 当社が提供する E t h e r - M A N サービスの料金は基本回線料及び加算額とし、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する E t h e r - M A N サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路等設備費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注） 本条第 1 項に規定する料金は、当社が提供する E t h e r - M A N サービスの態様に応じて、基本回線料及び加算額を合算したものとします。

（料金の支払義務）

第 30 条 契約者は、その E t h e r - M A N 契約に基づいて当社が契約者回線等の提供を開始した日から起算して、E t h e r - M A N 契約の解除又は契約者回線等の廃止（以下、この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表（料金）に規定する料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により E t h e r - M A N サービスを利用することができ

ない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、E t h e r - M A Nサービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その契約者回線等を全く利用できない状態（その契約者回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（1時間の倍数である部分に限ります。）について、1時間ごとに時間数を計算し、その時間数に対応するその契約者回線等についての料金
2 契約者回線の移転に伴って、契約者回線を利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその契約者回線についての料金

3 第1項の期間において、契約者が接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、契約者がその他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、その接続契約者回線等に係る料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその接続契約者回線等についての料金

する時間以上その状態が連続したとき。	
2 接続契約者回線等の接続休止をしたとき。	接続契約者回線等の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続契約者回線等についての料金

- 4 前2項の規定にかかわらず、基本回線料の扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。
- 6 他社料金設定回線に係る料金の支払義務については、前5項の規定にかかわらず、第36条（他社料金設定回線の料金の取扱い等）に規定するところによります。

（工事費の支払義務）

第31条 契約者は、Ether-MAN契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのEther-MAN契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路等設備費の支払義務）

第32条 契約者は、契約申込又は線路等設備を要する工事の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2（線路等設備費）に規定する線路等設備費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定にかかわらず、線路等設備費の支払いについて料金表第2表第2に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前2項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第 33 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第 34 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 35 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

(他社料金設定回線の料金の取扱い等)

第 36 条 接続契約者回線等のうち別記 4 に定めるものについては、他社料金設定回線とし、その契約者は、相互接続協定に基づき役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところにより、その料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、役務区間合算料金設定事業者及びその料金に関する具体的な取扱いは、相互接続協定に基づき別記 5 に定めるところによります。

第 8 章 保守

(契約者の維持責任)

第 37 条 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 38 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線等（接続契約者回線と相互に接続されている他社接続回線を含みます。以下この条において同じとします。）その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、E t h e r - M A N 取扱局におい

て、試験を行い、その結果を契約者に通知します。

- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第 39 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 27 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 13 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第 1 順位となるものを除きます。)
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線等について、暫定的にその契約者回線等を収容する E t h e r - M A N 取扱局を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第40条 当社は、E t h e r - M A Nサービスを提供すべき場合において、当社又は役務区間合算料金設定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのE t h e r - M A Nサービスが全く利用できない状態（当該E t h e r - M A N契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第30条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、役務区間合算料金設定事業者がその契約約款及び料金表等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、E t h e r - M A Nサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第30条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。）に対応する当該E t h e r - M A Nサービスに係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（そのE t h e r - M A Nサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限り、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりE t h e r - M A Nサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（注）本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第41条 当社は、契約者回線の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、専用回線端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（E t h e r - M A N取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 10 章 雑則

(承諾の限界)

第 42 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき（その請求に係る契約者回線が接続契約者回線等である場合において、その接続契約者回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第 43 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が E t h e r - M A N 契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が E t h e r - M A N 契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が E t h e r - M A N 契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者以外の者の利用に係る契約者の義務)

第 44 条 契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 契約者は、その E t h e r - M A N サービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、その契約者回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第 3 号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

ア 第 37 条 (契約者の維持責任)

- イ 第 38 条 (契約者の切分責任)
- ウ 別記 6 (自営端末設備の接続)
- エ 別記 7 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記 8 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記 9 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第 45 条 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等については、別記 11 に定めるところによります。

(契約者の氏名等の通知)

第 46 条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者 (その協定事業者と E t h e r - M A N サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。) の氏名及び住所等をその協定事業者へ通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第 47 条 当社は、契約者が第 16 条 (他社接続回線に係る変更等の通知) に規定する通知を行わなかった場合、又は当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、相互接続協定に基づき、協定事業者から他社接続回線に係る契約者の情報の通知を受けることがあります。契約者は、これを承諾していただきます。

(協定事業者による E t h e r - M A N サービスに関する料金等の回収代行)

第 48 条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者 (当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。) が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者へ支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第 49 条 E t h e r - M A N サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、

その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に定めがある事項については、別記6から10に定めるところによります。

(Ether-MANサービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第50条 当社は、当社が指定するEther-MANサービス営業所において、Ether-MANサービスにおける基本的な技術的事項及びEther-MANサービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(閲覧)

第51条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(個人情報の取扱い)

第52条 当社は、Ether-MANサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記12及び当社が別に定めるところによります。

(預託金)

第53条 当社は、契約者に対し、預託金の支払いを要求し、契約者に対する請求金額の支払いの担保として前払いを要求することができるものとします。当社は、30日を超えない期間内で、支払期間を変更すること、又は、契約者の当社に対する全債務(請求書送付前の本件請求金額を含む。)の与信限度を設定することができるものとします。

(特約)

第54条 この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

別記

1 Ether-MANサービスの提供区域等

当社のEther-MANサービスは、次に掲げる区域における契約者回線（接続契約者回線等に係るものを除きます。）の終端相互間又は接続契約者回線等の終端（相互接続点におけるものを除きます。）と相互接続点との間において提供します。

ただし、関東エリアと関西エリア相互間のEther-MANサービスは提供しません。

提供区域	
関東エリア	東京都の一部、千葉県の一部、神奈川県の一部
関西エリア	大阪府の一部

2 氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかにEther-MANサービス営業所に届け出ていただきます。
- (2) 契約者は、料金等請求書の送付先を変更したい場合は、速やかにEther-MANサービス営業所に届け出ていただきます。この場合において、当社は、届出を受領した日以降の請求書の送付先を変更します。

3 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、Ether-MANサービス営業所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 他社料金設定回線

当社は、当社が別に定める協定事業者の契約に基づき設置される電気通信設備と接続する接続契約者回線等について、他社料金設定回線として取り扱います。

5 他社料金設定回線の料金の取扱い等

- (1) 他社料金設定回線に係る料金は、その他社料金設定回線とその他社料金設定回線と接続される他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。
- (2) (1)の規定により、他社接続回線に係る協定事業者が定める料金に関するその他の取扱いについ

ては、この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、他社料金設定回線の料金のうち、次に掲げる料金については、この約款の規定により当社が定めるものとし、その料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

ア 回線終端装置の加算額

イ 配線設備の加算額

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介

して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 7 (自営端末設備に異常がある場合等の検査) の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号) に適合するよう維持します。

11 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。以下本項において同じとします。) 又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が E t h e r - M A N 契約に基づいて設置する契約者回線に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- (4) 前(3)の規定にかかわらず契約者回線の終端のある構内又は建物内において、電気通信設備を設置するための管路等を当社が設置することとなる場合は、契約者は、第 32 条 (線路等設備費の支払義務) 及び料金表第 2 表第 2 (線路等設備費) の規定に基づき線路等設備費の支払いを要します。

12 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、E t h e r - M A N契約者がそのE t h e r - M A N契約に基づいて支払う料金を料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日に契約者回線等の提供の開始又は契約者回線の増設があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日にE t h e r - M A N契約の解除又は契約者回線の廃止があったとき。

(3) 料金月の初日に契約者回線等の提供の開始又は契約者回線を増設し、その日にそのE t h e r - M A N契約の解除又は契約者回線の廃止があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日に契約者回線等の品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第30条(料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。

(6) 通則4の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3 通則2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、通則1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

5 第40条(責任の制限)第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定に当たっては、通則2及び3の規定に準じて取り扱います。

(端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円(1.05円)未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

8 契約者は、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則7及び8の規定にかかわらず、E t h e r - M A N契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 通則10に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

11 第30条(料金の支払義務)から第32条(線路等設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注2) この料金表が表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のE t h e r - M A Nサービス営業所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容																																											
(1) 収容区域の設定	<p>ア 当社は、Ethernet-MANサービスの提供区域について、1のEthernet-MAN取扱局に契約者回線を収容する区域(以下「収容区域」といいます。)を定めます。</p> <p>イ 収容区域は、行政区画、その地域の社会的・経済的・地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																																											
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>ア デュアルクラスのもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10BaseT のもの</td> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td style="text-align: center;">1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td style="text-align: center;">2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s</td> <td style="text-align: center;">3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5Mb/s</td> <td style="text-align: center;">5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7Mb/s</td> <td style="text-align: center;">7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100BaseTX のもの</td> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20Mb/s</td> <td style="text-align: center;">20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30Mb/s</td> <td style="text-align: center;">30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50Mb/s</td> <td style="text-align: center;">50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70Mb/s</td> <td style="text-align: center;">70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td style="text-align: center;">100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1000BaseLX 又は 1000BaseSX のもの</td> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td style="text-align: center;">100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200Mb/s</td> <td style="text-align: center;">200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300Mb/s</td> <td style="text-align: center;">300メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400Mb/s</td> <td style="text-align: center;">400メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500Mb/s</td> <td style="text-align: center;">500メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">600Mb/s</td> <td style="text-align: center;">600メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700Mb/s</td> <td style="text-align: center;">700メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	10BaseT のもの	1Mb/s	1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100BaseTX のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	1000BaseLX 又は 1000BaseSX のもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	500Mb/s	500メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	600Mb/s	600メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	700Mb/s	700メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																																											
10BaseT のもの	1Mb/s	1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	2Mb/s	2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	3Mb/s	3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	5Mb/s	5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	7Mb/s	7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
100BaseTX のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	20Mb/s	20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	30Mb/s	30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	50Mb/s	50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	70Mb/s	70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
1000BaseLX 又は 1000BaseSX のもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	200Mb/s	200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	300Mb/s	300メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	400Mb/s	400メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	500Mb/s	500メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	600Mb/s	600メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										
	700Mb/s	700メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																										

備考

1. 契約者が指定することができる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるE t h e r - M A N取扱局の収容区域内に限ります。(以下、この欄において同じとします。)
2. 1000BaseLX 又は 1000BaseSX に係る品目は、当社が別に定める区間に限り提供します。
3. デュアルクラスは、シングルクラス以外のものをいいます。

イ シングルクラスのもの

品 目		内 容
10BaseT のもの	1Mb/s	1兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
100BaseTX のもの	10Mb/s	10兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
備考 シングルクラスは契約者回線が二重化されていないものをいいます。		

(3) 回線距離の測定

ア 回線距離は、次表により測定します。

区 分	回線距離の測定方法
(ア) 契約者回線に係るもの (イ)のものを除きます。	当社が別に定めるE t h e r - M A N取扱局と契約者回線の終端との間の直線距離
(イ) 接続契約者回線等に係るもの	契約者回線の終端とその契約者回線と相互に接続する接続契約者回線における相互接続点との間の直線距離

イ アに規定する直線距離は、緯度、経度に基づき算定します。(算定した結果、1km未満の端数が生じたときは、小数点以下第2位を四捨五入します。)

<p>(4) 契約者回線の 終端に変更があっ た場合の料金の適 用</p>	<p>契約者回線の移転工事等により、その契約者回線の終端に変更があった場合は、基本回線料を再算定します。</p>
<p>(5) 品目の変更 に係る取扱い</p>	<p>ア シングルクラスからデュアルクラスへの変更は、品目の変更として取り扱います。</p> <p>ただし、デュアルクラスからシングルクラスへの変更は、取り扱いません。</p> <p>イ 当社は、契約者から、デュアルクラスからシングルクラスへの変更の申出があった場合は、契約の解除があったものとして取り扱います。</p>
<p>(6) 最低利用期間 内に E t h e r - M A N 契約の解除 等があった場合の 料金の適用</p>	<p>ア E t h e r - M A N サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に E t h e r - M A N 契約の解除があった場合は、第 30 条 (料金の支払義務) 及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する料金 (2 - 1 (基本回線料) の部分に限ります。以下、この欄において同じとします。) に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の品目の変更、契約者回線の廃止又は契約者回線の移転等があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は E t h e r - M A N 契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p> <p>オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、他社料金設定回線について、最低利用期間内に E t h e r - M A N 契約の解除等があった場合の料金の適用は、役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。</p>
<p>(7) 契約期間内に 契約の解除があっ た場合の料金の適 用</p>	<p>ア E t h e r - M A N サービスには、契約期間があります。</p> <p>イ E t h e r - M A N 契約者は、契約期間内に契約の解除があった場合は、第 30 条 (料金の支払義務) 及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する基本回線料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、他社料金設定回線について、契約期間内に E t h e r - M A N 契約の解除等があった場合の料金の適用は、役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。</p>

(8) Ether-MAN取扱局内を終端とする契約者回線に係る基本回線料の適用	<p>その契約者回線（接続契約者回線等に係るものを除きます。以下、この欄において同じとします。）の終端の場所がEther-MAN取扱局（当社が別に定めるEther-MAN取扱局に限ります。以下、この欄において同じとします。）内となる場合の基本回線料については、2-1（基本回線料）の規定にかかわらずEther-MAN取扱局内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。</p>																																																							
	<p>ア デュアルクラスのもの 契約者回線1回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">基本回線料の減額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">10BaseT のもの</td> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td style="text-align: center;">15,000円(15,750円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td style="text-align: center;">18,300円(19,215円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s</td> <td style="text-align: center;">20,100円(21,105円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5Mb/s</td> <td style="text-align: center;">22,400円(23,520円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7Mb/s</td> <td style="text-align: center;">24,000円(25,200円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">25,700円(26,985円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">100BaseTX のもの</td> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">25,700円(26,985円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20Mb/s</td> <td style="text-align: center;">28,600円(30,030円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30Mb/s</td> <td style="text-align: center;">29,900円(31,395円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50Mb/s</td> <td style="text-align: center;">31,200円(32,760円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70Mb/s</td> <td style="text-align: center;">32,200円(33,810円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td style="text-align: center;">33,200円(34,860円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ シングルクラスのもの 契約者回線1回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">基本回線料の減額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">10BaseT のもの</td> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td style="text-align: center;">11,600円(12,180円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td style="text-align: center;">14,100円(14,805円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s</td> <td style="text-align: center;">15,500円(16,275円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5Mb/s</td> <td style="text-align: center;">17,300円(18,165円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7Mb/s</td> <td style="text-align: center;">18,500円(19,425円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">19,700円(20,685円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">100BaseTX のもの</td> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">19,800円(20,790円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20Mb/s</td> <td style="text-align: center;">22,000円(23,100円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30Mb/s</td> <td style="text-align: center;">23,000円(24,150円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50Mb/s</td> <td style="text-align: center;">24,000円(25,200円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70Mb/s</td> <td style="text-align: center;">24,800円(26,040円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td style="text-align: center;">25,600円(26,880円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本回線料の減額（税込額）	10BaseT のもの	1Mb/s	15,000円(15,750円)	2Mb/s	18,300円(19,215円)	3Mb/s	20,100円(21,105円)	5Mb/s	22,400円(23,520円)	7Mb/s	24,000円(25,200円)	10Mb/s	25,700円(26,985円)	100BaseTX のもの	10Mb/s	25,700円(26,985円)	20Mb/s	28,600円(30,030円)	30Mb/s	29,900円(31,395円)	50Mb/s	31,200円(32,760円)	70Mb/s	32,200円(33,810円)	100Mb/s	33,200円(34,860円)	区 分	基本回線料の減額（税込額）	10BaseT のもの	1Mb/s	11,600円(12,180円)	2Mb/s	14,100円(14,805円)	3Mb/s	15,500円(16,275円)	5Mb/s	17,300円(18,165円)	7Mb/s	18,500円(19,425円)	10Mb/s	19,700円(20,685円)	100BaseTX のもの	10Mb/s	19,800円(20,790円)	20Mb/s	22,000円(23,100円)	30Mb/s	23,000円(24,150円)	50Mb/s	24,000円(25,200円)	70Mb/s	24,800円(26,040円)	100Mb/s
区 分	基本回線料の減額（税込額）																																																							
10BaseT のもの	1Mb/s	15,000円(15,750円)																																																						
	2Mb/s	18,300円(19,215円)																																																						
	3Mb/s	20,100円(21,105円)																																																						
	5Mb/s	22,400円(23,520円)																																																						
	7Mb/s	24,000円(25,200円)																																																						
	10Mb/s	25,700円(26,985円)																																																						
100BaseTX のもの	10Mb/s	25,700円(26,985円)																																																						
	20Mb/s	28,600円(30,030円)																																																						
	30Mb/s	29,900円(31,395円)																																																						
	50Mb/s	31,200円(32,760円)																																																						
	70Mb/s	32,200円(33,810円)																																																						
	100Mb/s	33,200円(34,860円)																																																						
区 分	基本回線料の減額（税込額）																																																							
10BaseT のもの	1Mb/s	11,600円(12,180円)																																																						
	2Mb/s	14,100円(14,805円)																																																						
	3Mb/s	15,500円(16,275円)																																																						
	5Mb/s	17,300円(18,165円)																																																						
	7Mb/s	18,500円(19,425円)																																																						
	10Mb/s	19,700円(20,685円)																																																						
100BaseTX のもの	10Mb/s	19,800円(20,790円)																																																						
	20Mb/s	22,000円(23,100円)																																																						
	30Mb/s	23,000円(24,150円)																																																						
	50Mb/s	24,000円(25,200円)																																																						
	70Mb/s	24,800円(26,040円)																																																						
	100Mb/s	25,600円(26,880円)																																																						

<p>(9) 長期継続利用に係る基本回線料の適用</p>	<p>ア 当社は、E t h e r - M A N 契約者から、その E t h e r - M A N 契約について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本回線料については、2 - 1 の額（この場合において、この表の（ 8 ）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の 2 種類があり、あらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="518 696 1361 891"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 696 734 790">種 類</th> <th data-bbox="734 696 903 790">継続して利用する期間</th> <th data-bbox="903 696 1361 790">基本回線料の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 790 734 842">(ア) 3 年利用</td> <td data-bbox="734 790 903 842">3 年間</td> <td data-bbox="903 790 1361 842">2-1 の額に 0 . 0 7 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 842 734 891">(イ) 5 年利用</td> <td data-bbox="734 842 903 891">5 年間</td> <td data-bbox="903 842 1361 891">2-1 の額に 0 . 1 1 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本回線料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(E t h e r - M A N 契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その E t h e r - M A N サービスの提供を開始した日) から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る E t h e r - M A N 契約により設置した部分の基本回線料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、E t h e r - M A N サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る E t h e r - M A N 契約について、その E t h e r - M A N 契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の 10 日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本回線料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p>	種 類	継続して利用する期間	基本回線料の減額（月額）	(ア) 3 年利用	3 年間	2-1 の額に 0 . 0 7 を乗じて得た額	(イ) 5 年利用	5 年間	2-1 の額に 0 . 1 1 を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	基本回線料の減額（月額）								
(ア) 3 年利用	3 年間	2-1 の額に 0 . 0 7 を乗じて得た額								
(イ) 5 年利用	5 年間	2-1 の額に 0 . 1 1 を乗じて得た額								

	<p>ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に契約者回線の品目の変更若しくは契約者回線の廃止によりそのE t h e r - M A N契約に係る基本回線料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="520 555 1337 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 555 791 600">区 分</th> <th data-bbox="791 555 1337 600">支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 600 791 748">(ア) 基本回線料が減少した場合</td> <td data-bbox="791 600 1337 748">残余の期間に対応する基本回線料の差額(減少前の基本回線料から減少後の基本回線料を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 748 791 846">(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td data-bbox="791 748 1337 846">残余の期間に対応する廃止前の基本回線料に0.35を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ケ ケの場合に、契約者回線の廃止と同時にその契約者回線の設置場所において契約者回線の新設を行うときの支払いを要する額の算定は、減少後の基本回線料に同時に行う新設の契約者回線に係る基本回線料を合算して行います。</p>	区 分	支払いを要する額	(ア) 基本回線料が減少した場合	残余の期間に対応する基本回線料の差額(減少前の基本回線料から減少後の基本回線料を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の基本回線料に0.35を乗じて得た額
区 分	支払いを要する額						
(ア) 基本回線料が減少した場合	残余の期間に対応する基本回線料の差額(減少前の基本回線料から減少後の基本回線料を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額						
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の基本回線料に0.35を乗じて得た額						
<p>(10) 品目がデュアルクラスのもの サービス品質(故障回復時間)に係る基本回線料の適用</p>	<p>ア 当社は、契約者の責めによらない理由により、そのE t h e r - M A Nサービスを全く利用できない状態(そのE t h e r - M A N契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この欄において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(第38条(契約者の切分責任)の規定により、その契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して1時間以上その状態が連続したときは、そのE t h e r - M A N契約に係る基本回線料(以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第30条(料金の支払義務)第2項の規定を適用します。</p> <p>(ア) 第25条(利用中止)第1項の規定によりE t h e r - M A Nサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知したとき。</p> <p>(イ) 第26条(利用停止)第1項の規定によりE t h e r - M A Nサービスの利用を停止したとき。</p> <p>(ウ) 故障の原因が、契約者回線の終端側にあった場合で、契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p>						

(エ) シングルクラスのものの契約者回線が、電気通信設備の故障により使用できないとき。

(オ) 第23条(接続休止)の規定によりEther-MANサービスについて接続休止としたとき。

イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、そのEther-MANサービスを全く利用できない状態が連続した時点における基本回線料(この表の(8)欄から(9)欄の適用による場合は、適用した後の基本回線料とします。以下、この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)の額に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上 2時間未満	10%
2時間以上 4時間未満	20%
4時間以上 6時間未満	30%
6時間以上 8時間未満	40%
8時間以上 48時間未満	50%
48時間以上	100%

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月におけるそのEther-MAN契約に係る基本回線料(故障回復時間返還基準額に係るもの(その料金月において料金表通則2の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則2及び3の規定に基づき算出した額とします。)に限ります。)の額(第30条(料金の支払義務)第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(8)欄から(9)欄の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その料金月がそのEther-MANサービスの提供を開始した料金月であって、そのEther-MANサービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

	<p>エ アの場合において、そのE t h e r - M A Nサービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月（ウの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
<p>（11）品目がデュアルクラスのもののサービス品質（開通遅延期間）に係る基本回線料の適用</p>	<p>ア 当社は、第10条（契約申込の承諾）の規定によりE t h e r - M A N契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその契約者とが合意したその契約者回線（シングルクラスによるものを除きます。以下、この欄において同じとします。）の提供の開始予定日（以下、この欄において「開通予定日」といいます。）に、その契約者の責めによらない理由によりその契約者回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその契約者回線の提供を実際に開始した日までの日数（開通予定日の翌日から起算して、実際に開始した日までの日数とします。以下、この欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、そのE t h e r - M A N契約に係る基本回線料（以下、この欄において「開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>イ 開通遅延返還料金額は、その契約者回線の提供を開始した日における基本回線料（この表の（8）欄から（9）欄の適用による場合は、適用した後の基本回線料とします。以下、この欄の規定において「開通遅延返還基準額」といいます。）を基に算出します。</p> <p>ウ アの場合において、その契約者回線に係る開通遅延返還料金額は、開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する開通遅延返還料金額は、（ア）又は（イ）の規定により算出する料金額（以下「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <p>（ア）（イ）以外の場合</p> <p>その契約者回線の提供を開始した日を含む料金月に係る月額料金（開通遅延返還基準額に係るもの（料金表通則2の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則2及び3の規定に基づき算出した額））に限り、その合計額（第30条（料金の支払義務）第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の（8）欄から（9）欄の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p>

(イ) その料金月の初日以外の日はその契約者回線の提供を開始した場合
その契約者回線の提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、
それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに2%を加算した率
15日	38%
16日以上31日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに3%を加算した率
31日以上	90%

2 料金額

2 - 1 基本回線料

2 - 1 - 1 契約者回線に関するもの（接続契約者回線等に関するものを除きます。）

(1) デュアルクラスのもの

契約者回線 1 回線ごとに月額

区 分		料 金 額 (税 込 額)	
		回線距離が 2 0 k m までのもの	回線距離が 4 0 k m までのもの
10BaseT のもの	1Mb/s	75,400円 (79,170円)	120,600円 (126,630円)
	2Mb/s	91,650円 (96,232.5円)	146,600円 (153,930円)
	3Mb/s	100,750円 (105,787.5円)	161,200円 (169,260円)
	5Mb/s	112,450円 (118,072.5円)	179,900円 (188,895円)
	7Mb/s	120,250円 (126,262.5円)	192,400円 (202,020円)
	10Mb/s	128,570円 (134,998.5円)	205,600円 (215,880円)
100BaseTX のもの	10Mb/s	128,700円 (135,135円)	205,900円 (216,195円)
	20Mb/s	143,000円 (150,150円)	228,800円 (240,240円)
	30Mb/s	149,500円 (156,975円)	239,200円 (251,160円)
	50Mb/s	156,000円 (163,800円)	249,600円 (262,080円)
	70Mb/s	161,200円 (169,260円)	257,900円 (270,795円)
	100Mb/s	166,400円 (174,720円)	266,200円 (279,510円)
1000BaseLX 又は 1000BaseSX のもの	100Mb/s	337,000円 (353,850円)	446,000円 (468,300円)
	200Mb/s	370,000円 (388,500円)	499,000円 (523,950円)
	300Mb/s	404,000円 (424,200円)	552,000円 (579,600円)
	400Mb/s	437,000円 (458,850円)	606,000円 (636,300円)
	500Mb/s	470,000円 (493,500円)	659,000円 (691,950円)
	600Mb/s	504,000円 (529,200円)	712,000円 (747,600円)
	700Mb/s	537,000円 (563,850円)	766,000円 (804,300円)

(注) 1000BaseLX 又は 1000BaseSX のものは、当社が別に定める区間に限り提供します。

(2) シングルクラスのもの

契約者回線1回線ごとに月額

区 分		料 金 額 (税込額)	
		回線距離が20kmまでのもの	回線距離が40kmまでのもの
10BaseT のもの	1Mb/s	58,000円 (60,900円)	92,800円 (97,440円)
	2Mb/s	70,500円 (74,025円)	112,800円 (118,440円)
	3Mb/s	77,500円 (81,375円)	124,000円 (130,200円)
	5Mb/s	86,500円 (90,825円)	138,400円 (145,320円)
	7Mb/s	92,500円 (97,125円)	148,000円 (155,400円)
	10Mb/s	98,900円 (103,845円)	158,200円 (166,110円)
100BaseTX のもの	10Mb/s	99,000円 (103,950円)	158,400円 (166,320円)
	20Mb/s	110,000円 (115,500円)	176,000円 (184,800円)
	30Mb/s	115,000円 (120,750円)	184,000円 (193,200円)
	50Mb/s	120,000円 (126,000円)	192,000円 (201,600円)
	70Mb/s	124,000円 (130,200円)	198,400円 (208,320円)
	100Mb/s	128,000円 (134,400円)	204,800円 (215,040円)

2 - 1 - 2 接続契約者回線等に関するもの

(1) デュアルクラスのもの

接続契約者回線等1回線ごとに月額

区 分		料 金 額 (税込額)	
		回線距離が20kmまでのもの	回線距離が40kmまでのもの
10BaseT のもの	1Mb/s	90,480円 (95,004円)	144,720円 (151,956円)
	2Mb/s	109,980円 (115,479円)	175,920円 (184,716円)
	3Mb/s	120,900円 (126,945円)	193,440円 (203,112円)
	5Mb/s	134,940円 (141,687円)	215,880円 (226,674円)
	7Mb/s	144,300円 (151,515円)	230,880円 (242,424円)
	10Mb/s	154,280円 (161,994円)	246,720円 (259,056円)
100BaseTX のもの	10Mb/s	154,440円 (162,162円)	247,080円 (259,434円)
	20Mb/s	171,600円 (180,180円)	274,560円 (288,288円)
	30Mb/s	179,400円 (188,370円)	287,040円 (301,392円)
	50Mb/s	187,200円 (196,560円)	299,520円 (314,496円)
	70Mb/s	193,440円 (203,112円)	309,480円 (324,954円)
	100Mb/s	199,680円 (209,664円)	319,440円 (335,412円)

(2) シングルクラスのもの

接続契約者回線等 1 回線ごとに月額

区 分		料 金 額 (税 込 額)	
		回線距離が 20 km までのもの	回線距離が 40 km までのもの
10BaseT のもの	1Mb/s	69,600円 (73,080円)	111,360円 (116,928円)
	2Mb/s	84,600円 (88,830円)	135,360円 (142,128円)
	3Mb/s	93,000円 (97,650円)	148,800円 (156,240円)
	5Mb/s	103,800円 (108,990円)	166,080円 (174,384円)
	7Mb/s	111,000円 (116,550円)	177,600円 (186,480円)
	10Mb/s	118,680円 (124,614円)	189,840円 (199,332円)
100BaseTX のもの	10Mb/s	118,800円 (124,740円)	190,080円 (199,584円)
	20Mb/s	132,000円 (138,600円)	211,200円 (221,760円)
	30Mb/s	138,000円 (144,900円)	220,800円 (231,840円)
	50Mb/s	144,000円 (151,200円)	230,400円 (241,920円)
	70Mb/s	148,800円 (156,240円)	238,080円 (249,984円)
	100Mb/s	153,600円 (161,280円)	245,760円 (258,048円)

2 - 2 加算額

月額

区 分	単 位	区 別	料金額 (税 込 額)	
ア 回線終端装置	1 台ご とに	デュアル クラス の もの	10BaseT 用のもの	11,000円 (11,550円)
			100BaseTX 用のもの	20,000円 (21,000円)
			1000BaseLX 又は 1000BaseSX 用のもの	40,000円 (42,000円)
		シングルクラスのもの	10,000円 (10,500円)	
イ 配線設備 (配線盤から回 線終端装置ま での間の配線設 備 (以下同じとし ます。))	1 配線ご とに	デュアルクラス又はシングルクラス の場合	2,000円 (2,100円)	

(注) 上表の加算額は、1の契約者回線について、回線終端装置を1台(又は配線設備を1配線)として料金額を適用します。

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要する契約者回線等について適用します。
(2) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>ア 回線終端装置に係る工事 回線終端装置の工事を要する場合（パッケージの追加・取替えを含みます。）に適用します。</p> <p>イ 配線設備に係る工事 配線設備の工事を要する場合に適用します。</p> <p>ウ 取扱局内工事 Ether-MAN取扱局内において工事を要する場合に適用します。</p> <p>（ア）交換機等工事 取扱局交換設備等において工事を要する場合に適用します。</p> <p>（イ）バーチャルLAN工事 バーチャルLANの設定をする場合に適用します。</p> <p>（ウ）局内接続工事 Ether-MAN取扱局内を終端とする契約者回線等を取扱局交換設備等に接続する場合に適用します。</p>

2 工事費の額

2-1 回線終端装置又は配線設備に係る工事費

1の工事ごとに

工事の種類	区 分	工事費の額（税込額）
回線終端装置 に係る工事	ア 契約の申込み又は契約者回線の増設請求の場合	10BaseT 又は 100BaseTX のもの 4,500円 (4,725円)
		1000BaseLX 又は 1000BaseSX のもの 40,000円 (42,000円)

	イ ア以外の契約者回線に係る請求の場合	別に算定する実費
配線設備に係る工事	ア 契約の申込み又は契約者回線の増設請求の場合	8,000円 (8,400円)
	イ ア以外の契約者回線に係る請求の場合	別に算定する実費
備考		
<p>1. 上表の「契約者回線の増設請求」は、第14条（契約者回線の増設又は廃止）に規定する契約者回線の増設をいいます。（以下、この第2表（工事に関する費用）において同じとします。）</p> <p>2. 「契約の申込み又は契約者回線の増設請求」の場合であって工事の着手後完了前にその契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合の回線終端装置及び配線設備に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。</p> <p>3. その契約者回線が「契約の解除又は契約者回線の廃止請求」と同時に「契約の申込み又は契約者回線の増設請求」を行うこととなる場合の回線終端装置及び配線設備に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。</p> <p>4. 備考3に規定する「契約者回線の廃止請求」は、第14条（契約者回線の増設又は廃止）に規定する契約者回線の廃止をいいます。（以下、この第2表（工事に関する費用）において同じとします。）</p>		

2-2 取扱局内工事にかかる工事費

工事の種類	単位	工事費の額（税込額）
交換機等工事	1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
バーチャルLAN工事	1バーチャルLANごとに	30,000円 (31,500円)
局内接続工事	1ポートごとに	18,000円 (18,900円)

第2 線路等設備費

1 適用

区 分	内 容
線路等設備費	<p>ア 線路等設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>当社がその契約者からの契約の申込み又は工事を要する請求に基づき、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）及び建物内において契約者回線を設置するために必要な電気通信設備（その電気通信設備を設置するための管路等を含みます。）の部分（配線盤から回線終端装置までの間の配線設備及び回線終端装置を除きます。）</p> <p>イ 第32条（線路等設備費の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その契約者から契約の申込み又は契約者回線の増設請求があった契約者回線について提供を開始した場合は、線路等設備費の支払いを要しません。</p> <p>ただし、その契約者回線について契約の解除又は契約者回線の廃止請求と同時に契約の申込み又は契約者回線の増設請求を行うこととなる場合は、線路等設備費の支払いを要します。</p> <p>ウ 前イの規定にかかわらず、その契約者から契約の申込み又は契約者回線の増設請求があった契約者回線について工事の着手後完了前に契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合は、第32条（線路等設備費の支払義務）第3項の規定を適用します。</p> <p>エ 接続契約者回線等（他社料金設定回線に限ります。）については、第32条（線路等設備費の支払義務）の規定は適用しません。</p>

2 線路等設備費の額

区 分	線路等設備費の額
線路等設備費	別に算定する実費

附 則

(実施期日)

この約款は、平成13年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年10月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供しているE t h e r - M A Nサービスの品目については、この改正規定実施日にシングルクラスの品目に移行したものとみなして取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年2月13日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年9月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供している契約者回線又は臨時契約者回線については、この改正規定実施日にタイプによる区別がタイプ の基本ゾーンに係る契約者回線又は臨時契約者回線に、移行したものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお

従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年3月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているE t h e r - M A Nサービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - E 1)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - E 2)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している1000BaseSX又は1000BaseLXに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - E 3)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 契約者は、この改正規定実施日以降に、E t h e r - M A N サービスの申込み又は線路等設備の設置を要する工事の

請求をしたときは、第32条（線路等設備費の支払義務）の線路等設備費に係る規定を適用します。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（KVH-E4）

（実施期日）

この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

附 則（KVH-E5）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（KVH-E6）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているEther-MANサービスについて当社がその契約者に対し、別にEther-MAN EXサービス契約約款に定めるEther-MAN EXサービスの区分がタイプ1のものへの移行の通知を行い工事が完了した場合に限り、その工事の完了日をもってEther-MAN EXサービスの区分がタイプ1のものに移行したものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。